

お知らせ

令和9年 二十歳の集い

日時 令和9年1月10日(日)
午後1時～3時

場所 笠松中央交流センター

対象 笠松町在住で平成18年4月2日～19年4月1日生まれの方
※対象者には、案内はがきを11月中に発送予定です。

※「転出などにより、現在は笠松町に住民票がない方」や「笠松町に住んでいるが、案内状が届かない方」は、QRコードから参加をお申し込みください。



☎二十歳の集い実行委員会
(笠松中央交流センター内)
☎388-3231

笠松町中高生等家庭支援給付金

支給対象者 令和8年9月1日時点で笠松町に住民登録があり、平成20年4月2日から平成26年4月1日までの間に生まれた児童を養育する保護者

支給額 児童1人につき1万円

申請期限 町から令和8年8月分の児童手当を受給していない方は12月28日(月)までに申請してください。町から児童手当を受給されている方は、10月中旬に支給しましたので、ご確認ください。

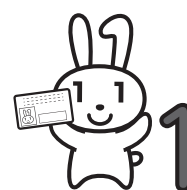
☎福祉子ども課 ☎388-3737

マイナンバーカードの2つの有効期限が みなさんのカードの安全を守ります

デジタル庁
YouTube
チャンネル動画



デジタル庁
ウェブサイト



令和9年度から個人住民税(町県民税)の控除額が変わります

令和9年度からの個人住民税(令和8年1月1日から12月31日までの所得を基に計算)に適用される主な改正は次のとおりです。

■給与所得控除の見直し

給与収入金額が220万円以下の方の給与所得控除額が74万円に引き上げられます。
給与収入金額が220万円を超える方の給与所得控除額は変更ありません。

給与の収入ごとの給与所得控除額

給与の収入金額	改正前	改正後
190万円以下	65万円	74万円
190万円超220万円以下	給与の収入金額×30%+8万円	

■各種控除に係る所得要件の見直し

扶養控除などの対象となる所得要件が引き上げられます。

扶養控除などの所得要件

所得要件	改正前 (収入が給与のみの場合の給与収入金額)	改正後 (収入が給与のみの場合の給与収入金額)
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	58万円以下(123万円以下)	62万円以下(136万円以下)
ひとり親の「生計を一にする子」の総所得金額等	58万円以下(123万円以下)	62万円以下(136万円以下)
勤労学生の合計所得金額	85万円以下(150万円以下)	89万円以下(163万円以下)
非課税限度額の合計所得金額(扶養者なしの場合)	38万円以下(103万円以下)	38万円以下(112万円以下)

☎税務課 ☎388-1112